

管理運営方針

順天堂大学

本学は大学の目的・使命に基づき透明性、公平性、適正性を有し、機能的な管理運営に努めるとともに、社会的説明責任を果たしつつ、大学改革を推進するため、以下のとおり、全学的な管理運営体制を整備します。本学の持続的発展のため、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「10年間の収支見通し」を中・長期的な管理運営方針として毎年作成し、管理運営の更なる向上を図ります。

（法人組織）

1. 理事会は理事長を議長として法人運営の基本方針、重要事項を審議し、最終的な意思決定を行っています。評議員会は所定の諮問事項について意見を述べるとともに、所定の審議事項について審議を行います。
2. 監事は理事会の業務執行状況及び財務状況を日常的に監査し、意見を述べます。
3. 新たな事業計画や現状の課題については、大学運営連絡協議会^{*1}にて、運営方針や今後の検討の進め方等を協議し、情報の共有化を図ります。

^{*1}理事長が主催し、法人・各学部・研究科・附属病院の主たる教職員約 100 名が参加して、毎月 1 回開催される。

（教学組織）

1. 大学協議会は教育・研究・その他全学に共通する重要な事項を協議するほか、学長の諮問事項を審議する。
2. 大学院委員会は大学院の管理運営に関する重要事項を審議する。
3. 各学部・研究科の教授会・研究科委員会は、教育・研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

（事務組織）

1. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設ける。また、積極的な企画・立案能力や効率的な業務運営能力を発揮できるよう、事務職員の資質向上に向けた取組みを定期的に行う。